住所　神戸市中央区楠町５丁目４番５―601号
　金順一　昭和54年11月８日生
住所　兵庫県西宮市上之町31番３号
　金喜彦　昭和59年６月27日生
住所　神戸市須磨区月見山本町１丁目５番10号
　安美佐江　昭和37年１月20日生
住所　神戸市東灘区住吉山手４丁目11番23―101号
　金裕美　昭和41年３月２日生
住所　東京都足立区竹の塚７丁目15番12―309号
　李在学　昭和33年４月８日生
住所　横浜市青葉区あざみ野南２丁目11番地７
　趙恵理　昭和59年６月23日生
住所　川崎市宮前区宮前平３丁目４番地２
　趙未央　昭和61年５月19日生
住所　川崎市中原区今井上町１番30―402号
　趙智絵　昭和63年４月４日生
住所　千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷７丁目１番45号
　李則孝　昭和34年12月25日生
　李兼三　平成12年１月21日生
住所　愛知県長久手市仲田108番地
　尤静　昭和51年６月28日生
　高逸芸　平成11年５月７日生
住所　名古屋市名東区引山３丁目605番地
　權文　昭和60年６月22日生
住所　奈良市学園朝日町１番Ｄ―602号
　白義朗　昭和48年１月28日生
住所　奈良市疋田町５丁目240番地18
　任太年　昭和53年11月18日生
住所　奈良県生駒市壱分町1200番地１
　安智恵　昭和52年３月１日生
住所　東京都大田区東糀谷１丁目12番７号
　韓慈恩　平成６年４月８日生
住所　東京都足立区綾瀬７丁目10番21号
　林町子　昭和34年９月17日生
住所　滋賀県湖南市宮の森２丁目15番25号
　姜命連　昭和12年１月30日生
　金加代　昭和34年４月14日生
住所　北九州市小倉南区蜷田若園２丁目４番４号
　韓誠　昭和48年４月19日生
住所　名古屋市千種区若水３丁目24番19号
　金惠美　昭和58年４月26日生
住所　東京都港区芝３丁目12番４号
　洪千恵　昭和55年６月19日生
住所　東京都葛飾区細田３丁目35番13号
　奇洛鉉　昭和49年４月10日生
住所　大阪府富田林市甲田３丁目14番１―102号
　金勝治　昭和32年４月１日生
住所　京都市伏見区京町10丁目23番地１
　崔一也　昭和52年２月４日生
住所　京都市南区吉祥院這登中町47番地10
　余富雄　昭和18年２月21日生
　余奎一　昭和46年４月16日生
　余由紀　昭和48年５月３日生
住所　京都市伏見区羽束師菱川町559番地202
　朴龍作　昭和50年１月18日生
住所　京都市西京区嵐山宮ノ前町139番地
　金公嗣　昭和50年４月13日生
住所　京都市南区東九条宇賀辺町71番地
　金慶子　昭和28年９月３日生
　崔聖建　昭和54年12月６日生
　崔紗栄　昭和59年１月１日生
住所　京都市下京区富小路通綾小路下る塩師屋町94番地
　崔裕恵　昭和53年６月９日生
住所　京都市南区上鳥羽南中ノ坪町４番地
　尹京美　昭和37年５月30日生
　金卓　平成５年１月21日生
　金宣之　平成９年６月20日生
住所　京都市左京区田中古川町20番地
　朴清一　昭和39年９月９日生
住所　京都市南区唐橋赤金町62番地３
　琴基賢　昭和58年３月29日生
住所　京都市南区東九条北烏丸町３番地
　辛基幸　昭和52年10月24日生
住所　京都府久世郡久御山町野村村東337番地７
　蔡成基　昭和41年２月13日生
住所　神奈川県大和市福田2363番地４
　申仁守　昭和39年７月９日生
住所　神奈川県平塚市横内3824番地
　チャン・セレイロット　平成７年５月２日生
住所　滋賀県蒲生郡日野町大字大窪318番地１
　クラリータ・ダシグ・サクラモト　昭和44年５月28日生
住所　愛知県豊田市小坂本町１丁目49番地１
　白艶霞　昭和57年７月７日生

○外務省告示第百十九号

平成三十年三月十四日にリロンゲウェ無収水削減用機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　リロンゲウェ無収水削減用機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　三億六千二百万円

３　贈与の供与期限　平成三十三年六月三十日まで

４　署名者

日本側　柳沢香枝在マラウイ大使

マラウイ側　エゴダー財務・経済計画・開発大臣

平成三十年三月二十七日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百二十号

平成三十年三月十四日にバンジュールで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がガンビア共和国政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　食糧援助に関して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　二億四千万円

３　署名者

日本側　大森茂在ガンビア大使

ガンビア側　カウサイヌ・ダルボ外務・国際協力・在外ガンビア人大臣

平成三十年三月二十七日

外務大臣　河野　太郎

○文部科学省告示第五十四号

科学研究費補助金取扱規程（昭和四十年文部省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十七日

文部科学大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］	（定義） **第二条**　［同上］
［項を削る。］	２　この規程において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第二条第三項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
［項を削る。］	３　この規程において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
［項を削る。］	４　この規程において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。